

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目 次  
◇告示 森林区施業計画の変更

告 示

鳥取県告示第四百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十二条  
第一項の規定により、森林区施業計画を変更したから同  
法第十三条第一項の規定により、次のとおり変更にかか  
る部分を公表する。

昭和三十七年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年十二月二十二日鳥取県告示第七百三十五  
号森林区施業計画(1から11森林区)のうち、9森林区

昭和三十六年三月二十八日鳥取県告示第八十号森林  
区施業計画の変更(1、10、12、20、39森林区)のうち  
12森林区

昭和三十五年十二月二十日鳥取県告示第六百二十九号  
森林区施業計画(12から21森林区)のうち12、16、20森  
林区

昭和三十三年十二月二十六日鳥取県告示第六百十号森  
林区施業計画(22から30森林区)のうち22、29森林区  
昭和三十四年十二月二十五日鳥取県告示第六百九十四  
号森林区施業計画(39から46森林区)のうち39、41、44  
森林区

公表の場所  
鳥取県農林部林務課  
鳥取、八頭、倉吉、日野各地方農林振興局